（削る）

（変更の認可の申請）

第十五条　法第九条の規定による認可の申請は、別記様式第五号による認可申請書を提出して行うものとする。

2　前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　不動産特定共同事業の種別を変更しようとする場合にあっては、不動産特定共同事業の業務を執行するための組織に関する事項を記載した書類

二　新たに不動産特定共同事業契約約款の作成をし、又は不動産特定共同事業契約約款の追加若しくは変更をしようとする場合にあっては、新たに作成若しくは追加しようとする不動産特定共同事業契約約款又は変更後の不動産特定共同事業契約約款

三　新たに電子取引業務を行おうとする場合にあっては、電子取引業務を遂行するための体制に関する事項を記載した書類

四　事務所を追加して設置しようとする場合にあっては、当該事務所に係る第十三条第二項各号に掲げる書類

3　前二項の規定により提出すべき認可申請書及びその添付書類の部数については、第九条の規定を準用する。

（許可申請書の記載事項の変更の届出）

第十六条　法第十条の規定による変更の届出は、別記様式第六号による変更届出書を提出して行うものとする。

2　法第十条の規定により変更の届出をしようとする場合において当該変更が次に掲げるものであるときは、前項の変更届出書に当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一　（略）

二　法第五条第一項第二号に掲げる事項についての変更（新たに役員又は令第四条で定める使用人となる者がある場合に限る。）　新たに役員又は令第四条で定める使用人となる者に係る第八条第一項第二号に掲げる事項を記載した書面

三　法第五条第一項第三号に掲げる事項のうち事務所の所在地についての変更（事務所の廃止に伴うものを除く。）　変更後の登記事項証明書又はこれに代わる書面

四　法第五条第一項第三号に掲げる事項のうち事務所ごとに置かれる法第十七条第一項に規定する者の変更（同項に規定する者が新たに事務所に置かれる場合に限る。）　新たに事務所に置かれる法第十七条第一項に規定する者に係る第八条第一項第二号に掲げる事項を記載した書面

五　法第五条第一項第十一号に掲げる事項についての変更（定款又はこれに代わる書面の変更を伴うものに限る。）　変更後の定款又はこれに代わる書面

（削る）

2　第三号事業を行う者に係る法第九条第一項の主務省令で定める軽微な追加又は変更は、令第五条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項並びに第八条の二第一項第二号から第五号までに掲げる事項以外の事項の追加又は変更とする。

（変更の認可の申請）

第十一条　法第九条第一項の規定による認可の申請は、別記様式第四号による認可申請書を提出して行うものとする。

2　前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（新設）

一　不動産特定共同事業契約約款の追加又は変更をしようとする場合にあっては、追加しようとする不動産特定共同事業契約約款又は変更後の不動産特定共同事業契約約款（法第三条第一項の許可又は法第九条第一項の認可に係る不動産特定共同事業契約約款のうちに対象不動産変更型契約に係る不動産特定共同事業契約約款がない場合であって、対象不動産変更型契約に係る不動産特定共同事業契約約款を追加しようとする場合にあっては、追加しようとする不動産特定共同事業契約約款及び第四条第一項第三号に掲げる事項を記載した書面）

（新設）

二　事務所を追加して設置しようとする場合にあっては、当該事務所に係る第九条第二項各号に掲げる書類

3　前二項の規定により提出すべき許可申請書及びその添付書類の部数については、第六条の規定を準用する。

（許可申請書の記載事項の変更の届出）

第十二条　法第十条の規定による変更の届出は、別記様式第五号による変更届出書を提出して行うものとする。

2　法第十条の規定により変更の届出をしようとする場合において当該変更が次に掲げるものであるときは、前項の変更届出書に当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一　（略）

二　法第五条第一項第二号に掲げる事項についての変更（新たに役員又は令第三条で定める使用人となる者がある場合に限る。）　新たに役員又は令第三条で定める使用人となる者に係る第五条第一項第三号に掲げる事項を記載した書面及び同条第二項第二号に掲げる書面

三　法第五条第一項第三号に掲げる事項のうち事務所の所在地についての変更（法第八条第一項各号及び第九条第二項の規定に該当するもの並びに事務所の廃止に伴うものを除く。）　変更後の登記事項証明書又はこれに代わる書面、所在地の変更があった事務所に係る第五条第一項第二号に掲げる事項を記載した書面並びに同条第二項第三号に掲げる地図及び写真

四　法第五条第一項第三号に掲げる事項のうち事務所ごとに置かれる法第十七条第一項に規定する者の氏名についての変更（同項に規定する者が新たに事務所に置かれる場合に限る。）　新たに事務所に置かれる法第十七条第一項に規定する者に係る第五条第一項第三号に掲げる事項を記載した書面並びに同条第二項第二号及び第二号の二に掲げる書面

五　法第五条第一項第八号に掲げる事項についての変更（定款又はこれに代わる書面の変更を伴うものに限る。）　変更後の定款又はこれに代わる書面

六　第四条第一項第三号に掲げる事項についての変更　新たに対象不動産変更型契約に係る業務に従事する者に係る同号に掲げる事項を記載した書面